

競技運営規定

社会人サッカー連盟競技運営規定

第1章 総 則

第1条 この規定は、社会人サッカー連盟規約（以下「連盟規約」という）に基づく、各競技会並びに社会人サッカー連盟が主管する競技会において、加盟登録チームが楽しくサッカーを行うために必要な登録・運営に関する事項及び懲罰の対象となる違反行為やそれに伴う規律委員会の役割等に関する事項を定める。

第2条 連盟規約に基づく各競技会並びに連盟が主管する競技会とは、連盟規約第6条に定められたものをいう。

第3条 前条以外に競技会を行う場合は、社会人サッカー連盟運営委員会の承認を得るものとし、その競技要項は、別に定めるものとする。

第2章 登録及び運営

第4条 連盟規約第7条により登録するチームは、次の条件を完備し、4月末までに登録手続きを完了しなければならない。

1. チーム所在地は山梨県内であること。
2. 公認審判員を3名以上帯同していること。
ただし、3級以上の審判員を1部は2名以上、2部は1名以上帯同していること。
3. 1部は公認C級コーチ以上を2名以上、2部は1名以上帯同していること。
4. 2部に昇格したチームで、上記2、3の条件を満たしていないチームについては昇格後2年間で条件を満たすこと。
3級審判員資格の取得については、2年度目の1月までに実技試験に合格していること。又、公認C級コーチを2年度目の1月までに取得していること。

第5条 前第4条に所属するチームの登録選手には、次の条件が課される。

1. 登録年度4月1日現在、満15歳未満は登録できない。ただし、高校在学学生等（定時制等の同年齢はこれに準ずる）は、別に定める「高校在学学生等に関する規定」を遵守しなければならない。
注）中学校在学学生は登録できない。
2. 外国籍選手、大学・高専・専門学生等の登録人数については制限をしない。

ただし、外国籍選手については、試合時のメンバー登録は5名までとし、常時3名が試合に出場することができる。

また、大学・高専・専門学校在學生は、それぞれの連盟に加盟登録している選手は除く。

高校在學生等は、「社会人サッカー連盟高校在學生等に関する規定」による。

第6条 前第4条に所属する選手の登録に関しては、以下の項目を遵守しなければならない。

1. 単一のチームのみに登録できる。(二重登録の禁止)
2. 選手の登録については、同一年度中につき、最大3つのチームに登録することができるものとし、この期間中選手は、最大2チームのために公式試合に出場できるものとする。
ただし、同期間中に同じ公式大会(リーグ戦は除く)に、2チーム以上のために出場できないものとする。
公式試合の出場については、(公財)日本サッカー協会の登録が承認された日からとする。
3. 追加登録は、同一年度内での新規登録者に限り、登録年度4月1日より2月末までとする。(方法は社会人サッカー連盟リーグ運営マニュアルを参照)
4. 二重登録を故意に行った場合は、別に定める「社会人サッカー連盟懲罰基準」を適用し、個人及びチームに処分を科する。

第7条 第2条の運営は、別に定める「社会人サッカー連盟競技運営要項」の定めるところによる。

第3章 違反行為及び規律委員会

第8条 競技上及び運営上等で、違反行為あるいはこれに匹敵する行為が発生した場合、各リーグ・パートの議長及び運営担当者は、その旨を速やかに規律委員会に文書で報告すること。規律委員長が必要と認めた場合、規律委員会を開き、内容の審議及び処分の決定を行う。

その他、審判、試合管理者、協会の他の委員会・専門部・地域協会並びに加盟登録団体からの報告又は提訴があった場合等も同様とする。

処分の適用範囲は、加盟登録団体(チーム)及びその役員、競技者とし、処分の範囲が二つ以上の公式競技会又は、予選から本大会に及ぶこともある。

第9条 懲罰の対象となる違反行為

1. 懲罰の対象となる違反行為は、次の通りとする。

- ①アマチュア規定違反行為
- ②倫理的違反行為
- ③登録・移籍等に関する違反行為
- ④大会運営上の違反行為
- ⑤試合中の違反行為

ただし、審判の決定により、警告、退場の処分を受けた者

⑥その他、提訴、検討、調査などによって発覚した違反行為他

2. 違反行為者には、違反行為の内容により警告・譴責・特定数又は指定期間の出場停止・資格停止・除名等の罰則が適用される。

なお、これらの罰則は組み合わせることもある。ただし、その後の状況に応じては、罰則の軽減をすることもある。

3. 処分の決定に際しては、必要に応じて関係者から事情聴取を行う。

4. 処分の決定、通知については、第11条による。

5. 自動出場停止処分（一発退場）及びそれ以後の処分を行った場合には、（一社）山梨県サッカー協会規律委員会並びに（公財）日本サッカー協会規律委員会に、その事実と処分内容を報告する。

第10条 規律委員会は、次の運営委員で構成し、違反内容の審議及び処分の決定を行う。なお、委員の任期は運営委員の任期とする。

- ・委員長：規律部部长
- ・副委員長：副会長、委員長
- ・委員：副委員長、各専門部部长、運営委員

第11条 処分の決定については、別に定める「社会人サッカー連盟懲罰基準」により行い、決定した処分については「通告書」により当該チーム、選手に通知を行う。

第4章 その他

第12条 各リーグ・各パートにおいて必要ある場合は、細部事項についてこの規定に準拠して、それぞれ適用する「細則」を定めることができる。この場合は、社会人サッカー連盟運営委員会の承認を得るものとする。

第13条 一般的事項

1. 連盟が主管する各競技会及び社会人サッカーリーグの競技規則については、当該年度（公財）日本サッカー協会制定の競技規則による他、社会人サッカー連盟競技運営要項並びに各大会要項によるものとする。
2. チームはユニフォームを必ず2着用すること。（GKも同様）また、当該年度（公財）日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。
3. 審判員は審判着（上下、ストッキング）を着用すること。また、審判手帳を持参し、試合開始前に運営本部に提出すること。
4. 会場の設営については運営担当で実施するが、ゴールの設置、撤収等については、各チームの協力により行うこと。
5. 競技会場は借用施設であるため、各施設の利用規則を遵守すること。
（ゴミの片付け、持ち帰り、会場内禁煙等）

第5章 改廃の手続き

第14条 この規定の改廃は、社会人サッカー連盟運営委員会の承認を得るものとする。

附 則 この規定は社会人サッカーリーグ運営要項を一部改正し、平成2年9月1日から施行する。

平成 4年 3月 8日一部改正	平成27年 3月 8日一部改正
平成 4年 8月 1日一部改正	平成29年 3月12日一部改正
平成 5年 3月 7日一部改正	
平成 5年 9月 1日一部改正	
平成 5年11月 7日一部改正	
平成 9年 3月 9日一部改正	
平成10年 3月 8日一部改正	
平成13年 2月25日一部改正	
平成15年 3月 2日一部改正	
平成16年 2月29日一部改正	
平成17年 3月 6日一部改正	
平成18年 3月12日一部改正	
平成20年 3月 2日一部改正	
平成21年 3月 1日一部改正	
平成22年 3月 7日一部改正	
平成24年 3月18日一部改正	
平成25年 3月10日一部改正	